

一八九一年濃尾地震と地域社会の動向

——尾張北部・西部地域の被害と対応について——

羽 賀 祥 二

はじめに

一八九一年（明治二十四）十月二十八日、岐阜県本巣郡根尾谷を震源として、推定マグニチュード八・〇の濃尾地震が起き、岐阜・愛知両県を中心として、広い地域に甚大な被害をもたらした。二〇一〇年は濃尾地震から一二〇年目の節目の年に当たっている。十月二十八日には岐阜県内の震災死者を祀る震災記念堂（岐阜市若宮町）で、「濃尾震災百二十年忌法要」が営まれた。この法要には罹災者の子孫や地元若宮町二丁目の町内会関係者など、一〇〇名をこえる参列者があった（付論一）を参照）。

濃尾地震は二〇〇〇年代に入って、村松郁栄・松田時彦・岡田篤正『濃尾地震と根尾谷断層』など、地震学の分野における総括的な著書も刊行された。根尾谷は地震学上きわめて特異性をもった場所であり、「地震・地震断層・活断層などの研究にとって聖地」とまで評される場所である¹。

濃尾地震に関する歴史学的研究の分野では、岐阜・愛知両県の

自治体史の記述のほかに、これまで主として罹災者救済と災害復旧の政治過程を中心に研究が進められてきた。罹災者救済については、岡山孤児院による孤児救済の活動の研究²、愛岐震災自助会・好善社・震災実業救済会などキリスト教団体による救済活動の研究³、政治史においては、災害を政治史研究に組みこむことをめざして、震災復旧をめぐる政府や岐阜県議会の動向に焦点を当てた研究がある⁴。

濃尾地震についての最新の調査研究は、中央防災会議が編集した『一八九一濃尾震災報告書』（二〇〇六年）⁵である。この報告書では、濃尾地震の地震学上の特徴、建築物や土砂災害の概況、岐阜・愛知両県の被害と救済の状況、災害救援の様相、濃尾地震の教訓といった各分野の研究者を結集した内容からなり、はじめの濃尾地震に関する総合的な研究であるといえる。また、今年に入って、濃尾地震の共同研究の成果も刊行された⁶。

このように濃尾地震の研究はここ十数年でかなりの進展を見ている。しかし、この地震が生み出した甚大な被害の状況や政治

的・社会的対応に関して、地域社会により密着した検討はいちじろしく遅れていると言わざるをえないのが研究の現状であろう。岐阜市・大垣町・笠松町・枇杷島町・清洲町などの市街地の被害状況や、尾張紡績会社の煉瓦建築が崩潰した愛知県熱田町や名古屋市内内の被害についてはよく知られ、かならずといていいほど諸書には言及されている。しかし、岐阜・愛知両県の農村地帯の地震後の様相や救済・復旧の状況については、自治体史の記述以外に依るべき研究がないのが実情である。

本稿では調査すべき対象を尾張北部・西部地域としている。ここでいう尾張北部・西部地域は、名古屋市の北西部に位置する西春日井・中島・丹羽・葉栗・海西・海東の六郡をさす。海西郡の被害は軽微なものにとどまったが、他の五郡はきわめて甚大な被害を被った。「名古屋近接地にて最も其惨状を極めしは、枇杷島、新川、清洲及び清水なるべし」と、愛知県内でもっとも被害の大きかった地域である。とくに、枇杷島における倒壊した家屋の遺体を搜索する様子や庄内川堤防の崩落した被害地の様子は、写真やその模写図に描かれ、多くの地震文献写真集に掲載されていた。飯田汲事によれば、中島・葉栗・海東各郡のほとんどの町村、西春日井郡の西部、丹羽郡の南部で震度七と推定されている。

尾張北部・西部地域は、岐阜県との境を流れる木曾川と岐阜県東濃地域を源流とする庄内川、新川、五条川、佐屋川、日光川といった中河川が伊勢湾に注ぎ、また中河川に領内川・玉野川・三

宅川といった小河川が流れ込んでいる平野地帯である。中島郡南部から海西・海東両郡にかけては海拔〇メートル地帯であり、悪水排水の問題を抱えつづけた低地帯である。すなわち、西部地域は木曾川と庄内川に挟まれた多くの中小河川・用水が流れる低地帯、北部地域は水資源に乏しい台地であり、近世には宮田用水・木津用水が開削され、近代には新木津用水などの開削も行われてきた用水が発達した地域であった。歴史地理学の溝口常俊の研究によれば、この地域は水田・畑作複合地域であるが、特に水田に取り囲まれるようにして各地に島畑と呼ばれる独特の土地利用が広範に展開しているという地理的特徴をもっている。また溝口は明治期にこの地域で荒田畑の積極的な開発がなされたことも指摘している。

ここでは尾張北部・西部地域の被害状況を踏まえた上で、地震がもたらした地域への影響やそこで生じた問題など、いくつかの点を検討し、今後の研究の糸口を作りたいと考えている。なお付論として、地震後、岐阜市に建立された供養施設、震災記念堂でおこなわれた百二十年忌法要について報告した。また濃尾震災記念碑について別稿で紹介したことがあるが、その後の調査で確認することができた記念碑とその由来について簡単に触れた。

一 尾張北部・西部地域の被害状況

地震直後、各町村からは郡役所を通じて、県庁に被害状況が報

告された。そして愛知・岐阜の県庁や警察部、測候所から政府宛に状況報告がやつぎばやに提出されていった。その後、こうした状況報告をもとに震災報告書がまとめられて、政府へ提出された。たとえば愛知県知事が政府に報告した『震災景況概略¹¹』がそれにあたる。内閣ではこの報告書を十一月六日閣僚に回覧し、十二日になって松方正義首相はこれを明治天皇の閲覽に供した。これは愛知県が作成した最初の公式報告書であり、十一月三日までの被害状況、十月二十八日から六日間の名古屋測候所による地震観測、県庁・警察など行政機関の対応、被害者救済の状況がそれには記述されている。

この報告書のうち、西春日井・丹羽・中島・葉栗・海東・海西の六郡の被害状況を見てみよう。この六郡は震度や被害の程度から三つのランクに区別されている。

西春日井郡震況

本郡ノ震動ハ県下ニ於テ最激烈ヲ極メ、本郡西部枇杷島・下小田井辺ハ堤塘ノ壞烈陥没殊ニ甚シク、竹藪凡ニ反歩程他ノ地盤上ヘ飛ヒ移ル等、奇異ナル変化ヲ顕スモノアリ、又烈震中俄然湧水セシ箇所尠カラス、且ツ家屋倒潰夥シク、加之火六ヶ所ニ發シ、警察官消防夫ノ力ニ依リ鎮火スルノ見込ナキヲ以テ、県庁ヨリ依頼セシ第三師団兵士ノ助力ヲ得、辛フシテ之ヲ消防シタリ、死傷者及家屋倒潰等ハ、別表ノ如クニシテ、頗ル酸鼻ヲ極メタリ、該郡役所ハ即日県官・師団兵ノ

助力ニ依リ、仮小屋及焚出所ヲ數ヶ所ニ設ケ、罹災貧者ヲ救護シ、又医員ノ派出ヲ乞テ負傷者ヲ治療セリ

丹羽郡・葉栗郡・中島郡・海東郡震況

此四郡ノ震動ハ西春日井郡ニ異ナラサルヘシト雖モ、被害ノ多キハ中島郡ヲ以テ最トス、其各郡死傷者及家屋倒潰等ノ甚シキハ別表ニ記スルカ如ク、殊ニ丹羽郡若倉・犬山・小折、葉栗郡黒田・北方、中島郡奥田・起・一宮近傍、海東郡津島ノ町村ハ最モ慘状ヲ極メタリ、此四郡ノ罹災救護ヲ要スルモノハ、皆全郡ニ涉リ、其數夥多ナルニ郡村吏モ皆罹災者ニシテ、僅カニ一身ヲ全シタルニ過キサレハ、罹災貧者救護方等普ク及ヒ難キヲ以テ、県官ノ助力ヲ乞ヒ、各村ニ仮小屋焚出所等ヲ設ケ、之ヲ救護シ、又医員不足ナルヲ以テ、各地医員ノ派遣ヲ乞ヒ、各所ニ治療所ヲ設ケタルモ、猶負傷者ノ治療周到ナラス、今回侍医並赤十字社医員ノ出張アリ、初メテ治療ノ普及ヲ得タリ

海西郡震況

本郡ノ震動ハ強烈ナリシモ、西春日井郡等ニ比スレハ稍緩ナルカ如シ、其死傷及家屋倒潰ハ別表ノ如シ、爾來路傍庭園等ニ仮小屋ヲ設ケテ避難セシカ、今日ニ至リテハ震數減シ、震力衰フルヲ以テ稍屋内ニ入ルモノアルモ、未タ安眠スルニ至ラス、罹災貧者ノ救護ハ専ラ各村ニ任シ、負傷者ハ津島ニ於テ治療ヲ受ケタリ

この報告書ではもともと被害が深刻であった西春日井郡と比較しつつ、各郡の被害状況と緊急対策が記述され、この大地震の被害を西春日井郡の下小田井村に代表させている。村の東を流れる庄内川の堤防の陥没、液状化による湧水の噴出、家屋の倒潰、火災の発生、救護所などの設置・救済、こうした簡単な記述を通して、地震がもたらした「奇異ナル変化」や「醜鼻」な被災状況が東京政府へ伝えられた。

こうした郡単位での被害の総括は、愛知県のほか愛知県警察部などの行政機関が行っており、それらは政府へ提出され、また刊行されていた。しかし、この報告書にも書かれているが、各郡内でも被害には軽重は当然ある。この報告書でもっとも被害が大きかった西春日井郡の地震直後の状況について、別の資料でみてみたい。

十月二十九日に西枇杷島・新川両町から一宮町にかけて視察した愛知憲兵隊本部の藤原憲兵曹長は、実地に見分し、また警察署に問い合わせた結果について、次のように復命している。¹²

- (1) 西枇杷島町の人家の八割は潰れ、三か所から出火したが、焼失戸数は不明である。
- (2) 枇杷島橋は中央で折れ、中央部は川面に接しているが、危険がないと判断したため車馬の通行を許可している。
- (3) 庄内川の中州にある西春日井郡役所はほぼ潰滅したが、庭内では罹災民の救助が行われている。

(4) 枇杷島・西枇杷島・新川の三町で二十九日午前までに警察が確認した死者は七九人、行方不明者一八人である。

(5) 新川町内では道路に沿って二、三町ほど地割れが生じ、市街の損害は西枇杷島町以上であった。

(6) 清洲町では九割ほどの家屋が潰れ、六二人が圧死した。この内五八人は第三師団の歩兵隊が掘り出した。負傷者は現在調査中である。

(7) 西春日井郡下津村では地割れした箇所から泥水が噴出し、泥水で田畑が浸水した。

(8) 一宮町では家屋倒潰は清洲町と同じで、圧死者も二十九日正午までに愛知憲兵隊本部一宮屯所では一二人を確認したが、負傷者数は不明である。監獄署は無事である。死者の検視は一宮屯所が警察署長と協議して、町を南北に二分してそれぞれが受け持つことになった。その他の行政的救済についても一宮屯所では関係官吏と協議して実施した。

(9) 二十八日夜に愛知県庁は医員一人、医学官四、五人を一宮町に出張させ、救急医療を施させた。

(10) 清洲町・一宮町の状況は「恰も戦争後の有様なり、老幼婦女は飢に泣き、男子は潰屋取片附又は家財運搬に奔走し、混雑名状すべからず」というものだった。

(11) 中島郡浅井村の接骨医森林平方へ治療を求めてきた者は、二十八日だけで三〇〇人以上であったという。

(12) 一宮警察署の調べでは二十九日正午までに管内の死者は五〇〇人に上った。

(13) 一宮屯所も半壊したので道路に机を出して事務を執った。藤原曹長は西春日井郡の西枇杷島から北上して、新川・清洲、そして中島郡一宮町を視察し、地震直後の被災状況を報告した。こうした視察報告とそれぞれの町村における調査史料を付き合わせて、被害の実態を正確に再構成すべきであろう。

また、地震は土地の亀裂、隆起・陥没、堤防の崩壊など土地形状に大きな変化をもたらした。とくにこの地域は中小河川が庄内川や直接伊勢湾に流れ込む低地で、河川や用水が入り組んでおり、こうした河川・用水と堤防の被害状況について検討するという重要な課題がある。愛知県内における堤防被害がもつとも顕著に見られたのは、西春日井郡の庄内川右岸堤防であり、下小田井村の堤防については、「延長数十間、馬踏等一面陥落崩壊シ、為二並木松ヲ傾倒セリ、其深キ処ハ凡ソ一丈二尺ニ及ヘリ¹³」という有り様だった。その被害の状況は地震後に刊行された種々の実録に紹介され、写真や挿し絵によって紹介され、濃尾地震の被害を象徴する場所の一つとなった。

濃尾地震の被害状況を町村のレベルで微視的に復元するという課題のほかに、地震直後、地震直後の数日、十日後、百日後、一年後、三年後の被災地の様相を再現し、その変化の特徴を検討してみることも必要である。とくに地震直後は日常性が解体した危

機状況のなかで、通常の社会秩序の特質や人間・集団の性質が露呈してくる。

地震直後の二十四時間で何が起きたのだろうか。救援体制が整わないなかでの緊急の避難、罹災者相互による救助、地元行政機関による救助・手当てなど検討すべき課題は多い。こうした状況下では特異な現象も生まれていた。たとえば先に紹介した藤原憲兵曹長の復命書によれば、清洲町では地割れした箇所から激しく泥水が噴き出した有り様を見た住民は、「一時は世の滅失するならんことと恐を為し、一家戸外に団欒念仏を唱」えたという¹⁴。また、愛知憲兵隊本部の東京への報告書には、名古屋市内での次のような噂が記述されていた¹⁵。

名古屋市内の如き種々の風説百出し、兎角人心恟々本業に復する者なく、夜の如きハ人民申合せ夜警を為す心得にて、太鼓撃拆鉦等を打鳴らし、甚しきハ石油の空箱を引廻し、声を発して市街を歩み廻る、其様殆と兇戯に類するものあり人心の不安から生まれたさまざまな風聞、流言飛語が飛びかっ

ていたと思われるが、そうした風聞やそれへの反応を丹念に拾い上げていくことが必要であろう¹⁶。

地震後数日は犠牲者の埋葬・供養、負傷者のための臨時救護所の開設、被害にあった建物などの取り片付け、炊き出しなどが各地でなされた。また、十日という時間は、渾沌とした異常な空間から、日常生活へと復帰するために必要な時間であるかもしれない

い。たとえば、焚出所は一週間から十日ほどで閉鎖されている。一宮町では地震当日の十月二十八日に開設された焚出所は十一月三日に閉鎖された。¹⁷他方、一周忌には各地で供養の儀礼や記念祭が執行されている。こうした時間的経過をたどりながら、この地域における被災からの復旧の過程とそこで生じた問題や人々・集団の行動様式を子細に検討する必要がある。

二 災害救済と社会的公正

通常の生活が崩壊した非常事態のなかで、流通システムの安定化は最大の課題の一つであった。とくに「奸商」の不正行為を抑止することが問題となった。具体的に行政機関は、「米穀材木其他日常必需の物品をして高価ならしめ、非道の私利を営み被害人民に困難を与へんこと」を制止するために諭告を発することがあった。¹⁸地震が起きた当日、十月二十八日愛知県知事岩村高俊は次のような諭達を発した。¹⁹

今般非常の震災に就て、死傷人は勿論家屋の倒壊名状すへからざるの惨状を呈し、誰か之を悲歎せざるものなからん、故に相互に之が救護を為すべきハ当然にして、此機に乘し食料木材等需用物品を蔵匿し、或は慢りに価格を騰貴する杯の所為は之れなき義なれども、万一心得違ひの輩ありては一層罹災者の窮苦を増し、情誼に悖る次第なれハ、当該営業者は

厚く茲に注意致すへし、今般非常なる震災に依り人心恟々の折柄、浮説百出多く人心を迷惑せしむる事尠ならず、畢竟するに二三の好事者が空想を流伝するに過す、抑地震の事たる測候所に於ても予報する能ハざるものに有之儀に付、右の浮説に迷はず、各自安堵して災後の所置を図べし、右諭達す

そしてこの県の諭達を受けて、警察部は管内の警察署長や警部・巡査に対して、「米穀需用品等ノ価格ヲ増シ、又ハ買占ヲナシ蓄利ヲ貪ラントスルノ奸商アルヲ以テ厳ニ注意ヲ加フ」と、対応策を指示している。²⁰

罹災者の救助米の確保に町村は苦慮していた。一宮町では交通が遮断されている状態では外部からの買入れはできず、また近隣での購入は格別の高値が付くことから、中島郡役所へ至急一〇〇石ほど下げ渡してくれるよう依頼していた。しかし、郡役所においても買入れに目途もなく、とうていこの要請に応えられる状況ではなかった。²¹

新聞紙上でも「奸商」に対する批判が登場していた。『新愛知』十一月一日号は「悪むべき商人」と題した評論を載せた。他人の慈恵に頼るほかない多くの罹災者を前にして、「姦計」をこらして「奇利」をもくろむ商人や彼らと結んで「巨利」を得ようとす

る農民への厳しい非難は、天皇による恩賜金の下賜、「仁恤」と対比しながらいつそう攻撃的な論調となっていた。

愛知県の諭達にもあったが、材木の払底は深刻であった。名古屋

屋市内の材木店では「売約済み」という貼り紙を貼るなどした売り惜しみ行為が見られ、価格も高騰していた。²²一宮町では帝室財産である御料材木の払い下げによって、かろうじて再建の道を歩み始めたが、二五〇〇戸以上の被害家屋が出たため、さらに千本ほどの材木の払い下げを宮内省御料局名古屋支庁へ要請していた。²³

また海東郡は一八九二年三月二十九日、次のような論達を出している。²⁴

郡下非常災害ニ罹リタル人民へ御料材御払下ケ之儀ハ、被害人民ノ困難ヲ憫然ニ被恩召、特別ノ恩惠ニ抛リタル訳ニシテ、御払下ケヲ受タル上ハ夫々屋舎建造等ノ用ニ供シ、恩惠ヲ永ク紀念致スヘキ筈ノ処、輒近奸商輩各地ニ徘徊シ、其木材下渡ノ遅延ニ依リ、到底自家建築ノ用ニ相立サル抔ト唱へ、以テ彼是疑惑ヲ生セシメ、幾分ノ利益ヲ与ヘテ窃カニ其払受ノ名義ヲ買収セントスル者有之哉ニ相聞、甚不都合ノ次第ニ候、依テハ優握ナル聖旨ノ在ル処深ク服膺シ、彼等ノ奸計ニ陥リ心得違無之様可相心得、此旨論達ス

明治廿五年三月廿九日

愛知県海東郡長 横田太郎

『新愛知』の論説と同じく、天皇の慈恵行為を対照させて、「奸商」の不正行為がきびしく非難されていた。「奸商」が「非道の私利を営むことへの批判であった。」

こうした非難を避けようとしたのだろうか、新聞紙上では材木や大工を安価で供給するという広告が掲載された。材木商の廉価販売広告の一例を『新愛知』十一月三日号から引用してみよう。

今般大地震ニ付、当県地方并岐阜県地方ハ格別ニ被害夥シク、家屋倉庫等ニ多少ノ損害ヲ及ボサザルハナク、為メニ新築修繕ニ御入用ノ御方々極メテ多ク、此際木材類ノ価格ヲ引上げ候者多ク有之哉ノ巷説有之候得共、弊店ニ於テハ材木白木類従前ヨリ貯蔵持合セ居リ候ニ付テハ、災害ニ乗シテ毫モ私利ヲ計ル事ナク、特ニ正当慈善ノ旨趣ニ依リ、従前ヨリ一層安価ヲ主トシ販売仕候付、此際多少ニ拘ラズ御用材御買上ゲ被成下度、此段需用者諸君へ謹テ広告致候也

明治二十四年十一月三日

名古屋市下堀川町材木商 板小 服部小十郎

同市橘町二丁目 服部材木店

こうした広告は「義捐の心組」²⁶から原価での販売を強調するものだったが、広告の背後で住居などの再建がどのように原材料と労働力を組織して実現していったかについては、解明すべき重要な課題の一つである。²⁷

材木や労働力の公正な分配によって、災害復旧は取り組まなければならないなかった。復旧過程における社会的公正さの担保という点については、米などの食料供給の問題、「奸商」排除ということ以外に、家屋被害の認定という問題もある。その一例を紹介

してみよう。²⁸

請書

居宅大破

佐藤東十郎

佐藤貞蔵

佐藤 安蔵

佐藤箕吉

(十四名略)

居宅全潰

佐藤竹次郎

佐藤利八

佐藤儀左衛門

佐藤作右衛門

(七名略)

全倒

佐藤 みつ

居宅半潰

佐藤嘉平次

佐藤茂十郎

佐藤勘三郎

佐藤竹四郎

(五名略)

居宅半倒

佐藤孫三郎

佐藤源九郎

佐藤 こう

佐藤富次郎

(六名略)

前書震災被害取調表之儀ハ、尤モ公平至当ノ者ト相認申候処
実正也、然ル上ハ后日如何様ノ事情相生シ候トモ、該取調ニ
対シ、彼是苦情ケ間敷儀一切申間敷候、為其町内各自連署請
書、仍テ如件

明治廿五年四月

佐藤東十郎(以下、四十八名略)

これは佐屋町において地震による家屋被害の程度を住民相互が

確認した後、署名して行政側に差し出した請書である。居宅の被害の状況によつて恩賜金・救済金・義捐金の金額に差が付けられたために、それらの配分に関する疑念を避け、公正さを相互に認めあうために作成されたと考えられる。つぎにそうした分配金の配分問題を考えてみたい。

三 救済金・義捐金配分をめぐる問題

地震直後から自発的に、または新聞・雑誌などによる呼びかけに応じて、多額の義捐金が集められた。『新愛知』一八九一年十月三十一日号には、「公義心に訴ふ」と題する論説が掲載された。

今回の大地震は、古今史上希に聞く所、蓋し近古以来、我地方未曾有の天災なり、世上天災の畏るべき者を挙げれば、人皆曰く、洪水なり、海嘯なり、悪疫なり、火災なりと、然とも海嘯は暴なりと雖とも、其被る所海浜に止まり、洪水は激なりと雖とも、其及ぶ所沿岸に過ぎず、悪疫や火災や或は一局部を害し、一市巷を禍するに了はる、且つ夫れ是等天災は、其将さに至らんとするを前知すべからざるに非らず、其既に来るや、之を防ぎ之を避くるの道なきに非らず、独り地震に至ては、俄頃に来り、突然に起り、家を壊り、人を殺らし、山を抜き、地を裂き(中略)我々は一昨々日以来、各地震災の状況を記したれば、読者は既に其被害の頗る惨烈なるを知

られたるあらん、我々は災後の苦語を列らべて、不平を天に訴ふるの愚をなさず、宜しく進んで之に処するの道を講ぜざるべからざるなり、之をなすの道は、唯国民たるの公義心に訴へ、以て富者、貧者を救ひ、幸者、不幸者を恤むの義務を實行するの外なきなり、専制治下を去る猶ほ遠からざる人民の陋弊をして、公共救恤事業の如きは、動もすれば独り官府の任ずる所なりとし、手を束ねて之を傍觀し、甚しきに至ては他の勧誘を受くるも、尚ほその私財を投ずるを吝むが如き、公德を忘るゝの徒少からずとせず、彼の利己一徹の主義を取り、己ありて人あるを知らず、錢ありて徳あるを知らざるの徒が、狡獪黠猾至らざるなく、他人の窮厄に乗じて、奇利を網みし、公衆の災害を奇貨として、私計を企てんとするが如き者は、既に人情世道の範圍に脱出したる豺狼狐鼠の部類として、我々は復た之を責めざるべし

これに續けて、愛知県知事の論達を引き、「占利的狡獪商略を取り、不義の利を貪」らんとすることを強く非難した。そして財産をもつ中流以上の者は「社会当然の公義」を果たすべきことを主張した。この論説の最後に、「狡獪卑劣の徒は社会の制裁力に訴へて、飽くまで之を排除せざるの外なき」ときわめて強い調子で、反社会的行為を論難したのである。義捐金はまさにこうした「公義心」の発露として紙上で主張され、広範な人々に呼びかけられたのである。

一八九一年濃尾地震と地域社会の動向 ― 尾張北部・西部地域の被害と対応について―(羽賀)

濃尾震災以前の自然災害や不慮の事故に際して、黎明期の新聞各社が紙面で義捐金の募集を呼びかけたことはすでに指摘されている。松方財政期の高知県下における窮民救済、ノルマントン号事件や会津磐梯山噴火、一八九〇年のトルコ軍艦エルトゥール号沈没事故において、義捐金の募集がおこなわれた事例が紹介されている。²⁹

『新愛知』を発売していた新愛知社が「震災被害者救恤義捐金」募集の広告を紙面に出したのは十月三十一日のことだった。十一月三十日まで、一人当たり十錢以上を受け付け、愛知県庁へ送り、その配分を一任するとし、また寄附者の名前は『新愛知』紙上に載せるとした。そして十一月一日の紙上から義捐金を寄せた人の名前が掲載されはじめた。またこの日には、愛知仏教会の新聞『能仁新報』を発行する能仁新報社は、僧侶へ義捐金を呼びかけた。『能仁新報』は日刊ではなかったため、寄附者の名前は『新愛知』に載せるとした。三日の紙面には、二日正午までに寄せられた義捐金額と寄附者(団体)十九件分が掲げられた。

義捐金をめぐっては当時いくつかの問題が指摘されていた。愛知県警察部では管内の署員に対して、「恩賜金救済金等分配方ニ苦情喧シキヲ以テ注意ヲ与フ」、「貧民カ一時ニ多額ノ救済金義捐金ヲ得タルニ際シ、飲食ヲ侈リ或ハ賭博ヲ誘導スルモノアルノ聞ヘアルヲ以テ嚴ニ取締ヲナサシム」という指示を与えていた。後者は救済金・義捐金を生活の再建に使用せず、飲食や賭博によつ

て一時的に浪費することへ監視の目を注ぐものであった。

公的な恤救金(救済金)と義捐金が被害住民に分配されたとき、どのように公正さは担保されたのだろうか。

そのことを中島郡一宮町の「罹災救済金配当証明書」に見てみよう。³¹一宮町へ渡された四回の配当救済金・義捐金の合計は、一万一〇円九六銭四厘であった。その内訳は【表】の通りである。

救済金と義捐金をどのように分配するのかについて、中島郡は各町村長と議員が協議をして決定するように指示していた(一八九一年十二月二日中島郡第一五一号達)。一宮町では、町への配分金を町人口で割った金額を一個分とし、全壊家屋・死亡者へ五個分、半壊家屋・重傷者へ二個分、破損家屋・軽傷者は一個分を分配することに

	救 済 金	義 捐 金			合 計
		一般義捐金	貧困指定義捐金	計	
第1回	2,672円28銭6厘	1,719円31銭4厘	1,062円10銭	2,781円41銭4厘	5,453円70銭
第2回	1,085円60銭	1,750円50銭	430円60銭	2,181円10銭	3,266円70銭
第1回・ 第2回 追加	6円92銭	8円43銭	—	8円43銭	15円35銭
第3回	41円21銭2厘	1,159円51銭8厘	74円48銭4厘	1,234円 2厘	1,275円21銭4厘
合計	3,806円 1銭8厘	6,204円94銭6厘	—	6,204円94銭6厘	10,010円96銭4厘

なった。救済金・義捐金ともこの個数にしたがって分配されたのである。³²【表】に示した救済金について言えば、三八〇六円一銭八厘を人口一万一二三三人で割り、三四銭二厘二毛三七という一個あたりの金額が出る。全壊家屋・死亡者はこれを五倍した金額が支給されることになった。³³

義捐金のうち一般への分と貧困者指定の分とを互いに流用することは許されなかった。³⁴義捐金の内貧困者を指定した分については、「備荒儲蓄金ヨリ救助ヲ受ケタル貧民へ、其家族人員ニ応シ分配スル」ことになっていた。しかし、救済金・義捐金の配分法は町村長と議員との協議で決定される筈であったのだが、実際には「富者ニ厚ク貧者ニ薄キ配与ヲ為セシ町村」もあり、救済・義捐の主意に反していると、海西郡役所は管下に通達することもあった。³⁵同じような通達は西春日井郡からも出されていた。³⁶その通達は配分法に貧富による格差があった時には「多数貧民ノ苦情ヲ醸ス」ことがあっては不都合だとしていた。こうした通達が出されたのは、実際に町村長と議員の協議に不正さが見られたからだろう。海東郡では救済金の分配をめぐる、各村で紛議が生じ、村民が村長へ談判に押しかけ、また警察が乗りだし、あるいは議員の改選という状況も生まれていたという。³⁷

「義捐」という人々の善意はけっして不正さによって損なってはならないものであった。実は義捐金をめぐる一つの事件が他県ではあるが、濃尾震災の直前に起きていた。一八八九年八月十

九日から翌二十日にかけて、和歌山県西牟婁郡下を大洪水が襲い、かつてない被害を出した。この救済のため大阪市の山中利右衛門らの商人は、大阪・京都・兵庫など九三九名から七〇五円の義捐金を集め、西牟婁郡長に差し出した。しかし郡長は罹災者全体へ分配せず、田辺町長へ下付した。この郡長の行為は「不正」であるとして、郡民の一部は和歌山県にそのことを訴えたのである。³⁸先に紹介した中島郡一宮町の援助金・義捐金の配分では、一宮町は配分調査の結果を中島郡を通じて愛知県に上申し、さらにその内容は会計検査院の審査に廻されることになっていた。³⁹公正な分配は公的に保証される必要があったのである。

ところで「義捐」という行為については、災害や不慮の事件の犠牲者・被害者への集団・個人からの支援という意味のほかに、もう一つ別の使われ方が当時存在していた。明治政府が一八七二年に導入した徴兵制と「義捐」が関係していた。愛知県愛知郡の徴兵慰労会の第一回報告は、このことを考えるにあたって参考資料である。

愛知郡徴兵慰労会は徴兵された兵士が三年の現役勤務を終えて帰郷したとき、「慰労金」を給付することを目的として、一八八六年九月七日に結成された。規約第一条には、「本会ハ愛国篤志者ノ義捐金ヲ積ミ、現役兵満期ノ者ヘ金円ヲ贈与スルヲ目的トス」と、満期帰郷兵に慰労金を与えることを規定していた。義捐金には三種類があり、郡内人民からのもの、入営しなかった徴兵適齢

者からのもの、そして特別有志者からのものである。入営した現役兵は「国民男子の義務」を果たした者だが、入営しなかった男子をふくめて「義捐金」が地域社会から集められ、一人当たり五円ずつ支給されたのであった。また、入営者が戦死した場合、あるいは負傷・流行病によって死亡した場合には、義捐金によって墓碑もしくは記念碑の建立、葬儀費用に充てることも規定された。このような徴兵とその反対給付としての義捐金支給がいつまで続くのかということも興味深い問題であるが、戦争・自然災害・不慮の事故に共通する「義捐」という社会的行為はさらに検討されるべき課題である。

むすびに

濃尾地震を考察する上で、本稿では具体的な被害状況の検討、災害救済をめぐる社会的公正、義捐金をめぐる問題の一端を町村に即して考えてきた。最後に今後検討すべきいくつかの課題をあげておきたいと思う。

第一に、被害者救済や復旧において、行政機関がいかなる機能を果たし、あるいは果たしえなかったのかという論点がある。とりわけ震災地域が広域的であったことから、郡役所がどのような役割を担ったのかということに注目すべきであろう。たとえば地震の翌日には、高木西春日井郡長はすぐに管内の町村長を召集し

て、罹災者救助を指示し、また警察署や第三師団、愛知病院と連絡を取り、救護体制を整えた。⁴¹中島郡では地震後三週間たつて、郡内の国道・県道に架かる橋梁、地方税支弁の対象の樋管、寺院堂庵について、被害調査を実施するように管内町村に命じている。⁴²またもう一つ注目すべきなのが警察・軍隊・憲兵という治安機関の役割である。本論では名古屋の憲兵隊員の地震直後の視察報告を紹介したが、災害報告や新聞記事に頻繁にあらわれる軍隊の復旧活動への動員についても、軍事史料を利用しながら検討すべきであろう。

第二には、地震後の罹災住民に対する救助の問題である。本論でも触れた義捐金募集・配分や負傷者への治療についてはいくつかの研究がある。他方で、地震直後の炊出所の設置やその担当者、また備荒儲蓄法に基づいて支給される食料・小屋掛料の給与などについての検討はほとんどなされていない。ここでも郡役所の果たした役割は大きいものがあつた。地震から二週間ほどたった十一月十四日、一宮町では中島郡役所の通達を受けて、小屋掛料として筵・縄・木竹・板の代金六〇円一二銭、またを翌十五日には炊き出し費用(十月二十八日から一週間分の玄米・薪・味噌・野菜の代金と人件費)九九七円六一銭余を請求した。⁴³しかし、小屋掛料の給与については、「小屋掛ノ必用ヲ感セサルモノ」からの給与願もあり、「受給者ノ間ニ於テモ為ニ二種ノ物議ヲ生」ずる懸念も行政当局にはあつた。⁴⁴備荒儲蓄法の運用、町村における食

料・小屋掛料の支給、それによる実際の救助の状況、現場で生じた問題などについて、町村所在の史料の発掘をふくめ追究すべき課題であろう。

第三に、復旧の過程で提起された地租・地方税減免をめぐる問題がある。西春日井郡内の各町村は、地震勃発後四十日ほど経つた十二月十日、大蔵省へ地租免除の請願をおこなつたが、翌年二月二十三日大蔵省はこれを却下した。⁴⁵大蔵省は当時、租税特別処分法案を議会に提出し、緊急事態を理由としてすみやかな議決を迫っていたが、議会は解散となつたため法案は棚上げとなつた。西春日井郡では現行法律のまま徴収するため、各町村に準備を命じるほかなかつた。西春日井郡寺野村はさらに一八九一年から一八九五年までの五年間の地租延納を願ひ出た。⁴⁶一八九六年から延納金に二・五%の利子を付けて三〇ヶ年賦で返納することを求めていた。田は震動によつて凹凸ができ、耕地を平にする作業がなければ、今後の収穫は十分に確保することができず、また家屋再建に二万八千円がかかることが予想されるなど、村の復旧のためには総額四万四千円ほどが必要だというのが、主要な理由であつた。

罹災者の一八九一年分の地租は三年間の延納が認められ、一八九四年六月に納付することになつていた(一八九二年法律第一号)。しかし、住居の再建に費用がかかり、また地盤が陥落するなど、田畑の復旧にも時日を要するとして、中島郡の各町村から

は再延納の請願が大蔵省と帝国議会に対してなされ、一八九四年から一九一三年まで二〇カ年賦で延納することを求めていた。この請願がなされていたため、地租徴税令書を納税者へ通知しない町村長もいた。五月九日、中島郡では町村長の行政官としての義務に背くと、その行為へ警告を発していた。⁴⁷

このほか濃尾地震の復興、日常生活の再建について取り上げるべき問題は多い。たとえば、家屋の全半壊の甚大さを前にして、こうした家屋はどのようにして、どのくらいの時間をかけて再建されたのか、またそれに必要な資金・資材はいかに調達されたのか。また、地震による人々の不安に対して、どのように対処されたのか。経験のないいちじるしい災害に対して動揺し、傷ついた人々の精神がどのように救済・慰撫されていたのかという、史料的には捕まえることが難しい課題もある。さらに災害での復興を円滑に進めるための保険制度は、パウエル・マイエットが濃尾地震に触発されて『災害救済論』を刊行するなど、具体的な提案もあらわれたが、こうした社会保障の問題がこの後どのように整備されていくのかという興味深い問題もある。一二〇年前にこの地域を突然襲った大災害の被害と復旧の過程を子細に再構成することとは困難な作業であるが、地理的な特徴をもつ尾張北部・西部地域を対象に少しずつ明らかにしていきたいと考えている。

〔付論一〕震災記念堂百二十回忌法要について

二〇一〇年十月二十八日、岐阜市若宮町の震災記念堂において百二十回忌法要がおこなわれた〔写真1〕。十月二十八日は濃尾地震が起きた日にあたる。当日この法要に参列することができたので、その模様を紹介しておきたい。

震災記念堂については別稿で言及したことがあるが、浄土真宗僧侶で、第一回衆議院議員撰挙に立候補するために還俗した天野若円（一八五一〜一九〇九）が主唱して建立されることになった、地震犠牲者を供養するための施設である。天野は反キリスト教団体である愛国協会を組織した人物であった。愛国協会は明治十年代後半からのキリスト教の地方への普及、濃尾地震におけるキリスト教団体の救済活動に対して、仏教側が対抗するために組織した団体だった。

この震災記念堂では一九四〇年に五十年忌、一九九〇年に百年忌の法要が営まれていた。現在、震災記念堂の脇には、「記念堂五十年頌徳碑」（一九四一年建立）、「記念堂百年頌徳碑」（一九九一年建立）と刻まれた二基の記念標柱が立っている。後者の標柱の碑陰には、「開基 天野若円 平成三年十月建之 天野真徹他有志一同」という文字が見える。そして二〇〇六年には記念堂は国登録の有形文化財に指定された。

この震災記念堂では月命日にあたる二十八日には、現在でも法

要がおこなわれている。記念堂を管理している天野のひ孫にあたる西村道代氏が法要を続ける努力をされ、また現在では地元若宮町二丁目自治会がこれに協力している。そして、この月命日の法要には地震の犠牲者の子孫が参列している⁵⁰。

この日の法要は十時過ぎに、飛騨市神岡町大国寺住職の杉坂徹英師による読経で始まった。法要への参加者は一〇〇名あまりであった。⁵¹三十分ほどの読経の後、岐阜市博物館学芸員・寛真理子氏による「濃尾震災と天野若円」、岐阜高等工業専門学校名誉教授・水野耕嗣氏による「震災記念堂について——その建築的価値——」という解説がなされた。寛氏は天野は浄土真宗の僧籍にあったが、記念堂は宗派に関係なく県内で犠牲となった死者すべてを供養する施設で、死者を記した台帳には約四四〇〇人あまりの名前が記されていることなど、記念堂の歴史と特徴を紹介した。また、水野氏は記念堂の建築上の特色、とくに本堂や欄間の唐獅子牡丹・雲中天女の彫り物は浄土真宗の本堂様式を模していること、関東大震災の犠牲者のために建立された震災慰霊堂（一九三〇年創建、現在は東京都慰霊堂として東京大空襲の身元不明者の遺骨も納め、慰霊もおこなう）の設計を手がけた伊東忠太は震災記念堂を見学しており、彼の設計に影響を与えた可能性があることなど、興味深い解説をおこなった。

現在、震災記念堂が所蔵する史料は岐阜市歴史博物館に寄託されている。そのなかの十数点が本堂に展示され、また壁には十四

枚の震災写真が掲げられていた。展示されていた史料は、「答辞案」（天野若円、一八九三年十月）、「記念堂之図」（一八九三年八月刊）、「震災死亡人台帳」、「記念堂維持法」（愛国協会本部、一九〇六年七月）、「特別会員簿 第四号」、「濃尾震災五十年忌懇志帳」（一九四〇年）、「濃尾震災六十年忌懇志帳」（一九五〇年）、「濃尾震災七十年忌懇志帳」（一九六〇年）など震災関係と、天野若円の代議士時代の遺品などであった。

これらの史料のなかでもっとも重要なものは、『震災死亡人台帳』であろう。死亡者の姓名、続柄、生年、住所を記した厚い簿冊である。「答辞案」は一八九三（明治二十六）年十月二十八日の記念堂開堂式の際に、天野が愛国協会幹事長として挨拶したときの答辞草案である。記念堂の建立については「記念堂之図」が興味深い史料である。開堂式は十月であったが、これに先立つ八月に建設予想図として刊行されており、寄附金を集めるために出版されたのかもしれない。記念堂の維持については、『記念堂維持法』、「特別会員簿 第四号」によって明治期の様相がわかる。五十年、六十年、七十年の区切りとなる年忌法要についても上記の史料で、戦中から戦後の変化を含めて考察できる。岐阜市歴史博物館に寄託されている震災記念堂所蔵史料の調査を今後おこなって、記念堂に関する検討を進めていきたいと考えている。

今回の法要において、震災記念堂の内部を初めてみることでできた【写真2】。本尊の阿弥陀如来像の脇に三柱の位牌が安置

されている。向かって右から、「震災死亡者之霧」、「戦役戦災死亡者霊位」、「愛国協会死亡者霊」である。「震災死亡者之霧」は記念堂所蔵の『震災死亡人台帳』に記載のある死者すべての霊を祀る位牌であろう。後の二つの位牌がいつ、どのような経緯で安置されたのかは不明である。

また、震災記念堂の境内の二基の記念標柱は五十年忌、百年忌に建立されたものであり、また付論二で紹介する濃尾震災記念碑のなかにも、百年忌を機に建立されたものもある。一九四一年の五十年忌、一九九一年の百年忌に被災地でのような記念行事、追悼行事がおこなわれたのか、また恒常的な追悼行事が他の場所でもおこなわれていたかなど検討すべき課題は多い。

〔付論二〕 濃尾震災記念碑（補遺）

筆者は先の論文で岐阜・愛知両県下の犠牲者のための供養塔や震災記念碑について、事例を紹介した。最近の調査で得ることができたいくつかの記念碑を補足しておきたい。

【資料1】と【資料2】は本論で取りあげた、もつとも深刻な被災地の一つであった旧中島郡の村に建立された記念碑である。また【資料3】～【資料6】は濃尾地震の震源地であり、土地が六尺余も隆起した断層がある本巢市根尾（旧本巢郡根尾村）の四基の記念碑である。

【資料1】「写真3」「震災記念碑」 稲沢市西島町恵日寺境内

H188 × W128

（正面）

于茲明治	二十四載	晚秋十月	二十八日
午前六時	天地震動	瞬時之間	家倒人斃
慘状言絶	尾濃両国	倒家幾万	死者無数
当邨即死	男女十一	嗚呼々々	桑滄前度
三実現前			

おそろしきなみに残りし人もなし

施主 明治廿五年二月日

この記念碑は稲沢市西部にある西島町の恵日寺境内にある。境内の西には薬師堂があり、その左側の敷地の前に立っている。日常的に管理されているとは言い難い状態にある。碑文には瞬時に村を襲った地震への恐怖と犠牲者への追悼の意思が現れている。

裏面には地震犠牲者一名と発起人山田重兵衛ほか一四名、取締人浅井壽太郎ほか三名の名前が刻まれている。西島村は人口一五一三人、戸数三〇七戸で、中島郡内では中規模の村落である。地震の被害は、死者一二人、負傷者二六人、全壊住居一六〇戸、半壊一二八戸であった。⁵² 記念碑に即死者一人とあるが、愛知県警察部の報告書とは違いがある。

【資料2】「写真4」「震災記念碑」一宮市萩原町宝光寺境内

H182 × W69

(正面)

震災記念碑

(裏面)

明治廿四年陰九月廿六日激震 中嶋郡萩原町宝光寺現住

明治三十六年十月廿八日建設

発起者 中僧都稻本大真、補助永田環

斡旋者 同寺大師講 木全伊左衛門(他十名一略)

賛成員 岩田吉兵衛(他三十四名一略)

特別員 伊藤松次郎(他七名一略)

この記念碑は具体的な地震の被害や復旧について刻まれていない。一八九一年の地震から十三年忌にあたる一九〇三年に建立されており、供養の儀式がこの寺で執行され、それを機に建立されたのであろう。萩原村は人口三八九四人、戸数七八〇戸の村で、死者六二人・負傷者八一人の死傷者を出し、また家屋への被害は全壊住居五六九戸、半壊住居八八戸で全壊率七二・九%にも及んだ。⁵³宝光寺境内の同じ区画には「森倉藏先生之碑」(大正二年十月二十七日建立、萩原尋常高等小学校同窓会建立)、「木全節太郎先生之碑」(明治二十九年四月建立)、「当山第十七世勲八等功七級法印丹羽真空之碑」(大正三年三月建立)という三基の記念碑

が立つ。

【資料3】「写真5」「震災横死者之碑」本巢市根尾市場 地藏堂

敷地内 (碑柱部分) H182 × W30

(正面)

震災横死者之碑

(裏面)

明治三十年

根尾村有志者建之

(左面)

天變地異之最多災害者地震也矣、明治二十四年十月二十八日我邦有地震、岐阜県殊強震、愛知福井次之、美濃根尾谷以為震動根源之地、山岳崩壞、河川之決潰、地盤之龜裂、田面之陥落、不逞屈指人畜死傷、其數夥多令觀者眼流悲淚、令聽者雷生寒粟、悲慘之状古來無可比焉、震災後經數月、予蒙山命巡回各村、封罹災者而惠於拔苦與樂之法藥、封窮迫者而傳於衣服飲食之資料、其間履凹凸之險路、渡溷濁之水渚、訪顛倒之家屋、慰死傷之悲慘、追想當時、則今猶悚然、豈可忘往事乎哉、今茲有志者諸君將為震災横死者建設墓碑、誰有不隨喜、賛成此美舉者、頃日以北野源雄君紹介、請碑陰言於予、予雖不敏所以不敢辭者、蓋由有法縁之深與情交之厚也、明治丁酉九月椰陰道人小泉了諦撰并書

「横死」とは、天命を全うできず不慮の死を遂げること、非命の死ということである。記念碑の右側面には、苔で判読しづらい所もあるが、一四五人の「横死者」の法名が刻まれている⁵⁴。そして台座の正面には「有志者」という文字、左右両面には北野源雄・村瀬清直ら「有志者」十八名の名前を刻む。撰文および書を書いた小泉了諦は福井県今立郡舟津村（現鯖江市本町）の浄土真宗法林寺の住職で、美濃布教を積極的に展開した人物であり、根尾谷には小泉に関連する記念碑や遺品が残されている。

根尾村は濃尾地震の震源地である。村内では水鳥地区で断層が六尺余も隆起し、また根尾谷の両側の山はあちこちで山崩れを起した。この記念碑は地藏堂の敷地内に建っている（【写真6】）。そして地藏堂の内部には、「戦病死者霊位」と墨書された位牌、日清戦争・日露戦争の「忠死者」を祀る位牌など五柱の位牌と並んで、震災横死者を祀る位牌が安置されている。地藏堂での供養の行事は濃尾地震の犠牲者も対象にしていたのである。

「震災横死者之碑」の建立については、たいへん注目すべき事実がある。この記念碑が建立されたのは一八九七（明治三〇）年であるが、同じ年に日清戦争記念碑も根尾村に建立された。『根尾村史』は年月日を欠いているが、旧村内の記録から二つの記念碑建立に関する史料を紹介している。

震災征清記念碑建築有志募集主意書

一八九一年濃尾地震と地域社会の動向 ― 尾張北部・西部地域の被害と対応について―（羽賀）

夫レ轟然一動天柱折レ地維缺ケ、俄然トシテ地盤龜裂シ、山嶽崩潰シ、家屋顛倒シテ、同胞悲惨ノ死ヲ致シタルハ、之レ明治二十四年ノ大地震ナリ、砲声天地ニ轟キ、血雨山海ニ漲リ、以テ清国ノ放漫ヲ挫キ、皇国ノ光輝ヲ宇内万国ニ発揚シテ、幾千ノ兄弟名譽ノ死ヲ遂ゲタルハ、之レ明治二十七八年ノ大戦役ナリ、嗚呼彼レト云ヒ是ト云ヒ、其当時ヲ回顧追想スルハ悲悽慘愴ニ哀悼ノ情ニ堪ヘサルナリ、今ヤ指ヲ屈スルハ光陰矢ノ如ク、本年ハ早ヤコレ震災ノ七年忌、征清ノ三年忌ニ当レリ、幸ヒコノ忌辰ニ際スルヲ機トシ、好良ノ地ニ二基ノ記念碑ヲ建設シ、一ハ震災ノ惨状及当地方横死者法諱ヲ記シ、一ハ戦争ノ状況并ニ当地方出身ノ忠死者従軍者ノ姓名ヲ刻ミ、以テ永ク死者ノ靈魂ヲ弔慰スルト共ニ、後世子孫ヲシテ追悼ノ情忠烈ノ心ヲ喚起セント欲ス、愛國護法ノ諸君、予輩微衷ノアル処ヲ諒察シ玉ヒ、応分ノ義捐ヲアラン事ヲ謹テ乞フ

濃尾地震と日清戦争はいずれも村民にとつて悲惨な事態であり、死者への哀悼の意思を示すべきものだった。一八九七年は濃尾地震の七年忌、日清戦争の三年忌にあつており、地震と戦争による死者の名前を記念碑に刻み、「弔慰」、「追悼」の意を明らかにしようとしたのである。そして二基の記念碑建立のための義捐金を勧誘したのである。

ほぼ同時期に大地震に襲われ、つづいて戦争への協力を求めら

れた根尾村の住民は、その犠牲者・協力者への追悼と顕彰を後世に残すためにその事績を記念碑に刻もうとした。災害や戦争はあ
る意味では村民を襲った厄災であった。この厄災から生じた犠牲・
貢献に対して住民の意思が、災害と戦争とともに記憶する記念碑
の建立という形で示されたのであった。村は地震と戦争という厄
災をほぼ同時に被った「罹災協同体」であったと見なすことがで
きる。自然災害と戦争、あるいはまた流行病という明治後半期に
多大な犠牲者を出し、集中的に日本近代の地域社会を襲った事態
に対して、「罹災共同体」としての反応を示したことについては、
別稿で問題提起したことがある。⁵⁵ 岐阜県下における震源地周辺地
域の濃尾地震と日清戦争の受け止め方を今後検討していく必要が
ある。

【資料4】【写真7】「天然記念物根尾谷断層」標柱 本巣市水鳥

(正面)

天然記念物根尾谷断層

(右側面)

史蹟名勝天然記念物保存法ニ依り

昭和二年六月内務大臣指定

(左側面)

昭和三年四月建設

旧根尾村の水鳥地区では断層が大規模に隆起したことで、世界
的に有名な地震遺跡となった。史蹟名勝天然記念物保存法は一九
一九(大正八)年四月十日に公布されが、この保存法に基づいて、
根尾谷断層は一九二七年六月十四日に内務大臣により指定を受け
た。その理由は次のように調査報告書にある。⁵⁶

明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル
大地震ハ、本邦ノ史乘ニ於テモ甚稀レニ見ルトコロニシテ、
其ノ人畜家屋等ニ及ボシタル損害甚大ナリシト共ニ、学术界
ノ参考トナリタル所甚多シ、此ノ地震ハ本邦ニ於テ屢々見ル
所ノ断層地震ニシテ、而モ其ノ断層ハ明カニ地表ニ露ハレ、
断層地震ノ最モ好キ実例ヲ示セリ、此ノ地表ニ露ハレタル断
層ハ頗ル稀有ニ属スルヲ以テ、内外ノ地質学ニ関スル参考書
及教科書ニハ、其ノ写真ヲ掲載スルモノ頗ル多キニ至レリ、
然ルニ今ヤ此断層地ハ漸次石垣ニ改築セラレ、断層ノ状態ヲ
明カニ認ムルコト能サルニ至ルノ虞アルニ因リ、是レ其ノ一
部ヲ区画シテ之ヲ保存スルノ殊ニ切要ナルヲ認ム

【資料5】【写真8】「金原明善翁頌徳碑」 本巣市樽見淡墨公園

(正面)

金原明善翁頌徳碑

(裏面)

明治二十四年十月濃尾地大震根尾谷最甚、山岳崩壊河水氾濫、

而田圃廢潰人畜死傷無算、郷民深恐災禍、議之金原明善翁、翁長治水之術、三十年七月親踏其地、有所企画、進言于松方首相、政府乃出国帑、疎通三大河修築堤防、砂防之工植樹之業亦皆竣功焉、今也根尾谷一帯之地鬱乎大深林、洵為偉觀、本巢林友会主唱勸翁功績于石、永頌其德云

昭和三年四月

従三位勲二等 井上孝哉撰

根尾には一五〇〇年余の樹齡をもつ薄墨桜がある。薄墨公園にこの「金原明善翁頌德碑」がある。金原は天竜川治水に功績があった治水家として著名であるが、濃尾震災とは直接関係はない。岐阜県は一九九七年に二十か年事業として、濃尾地震や一八九五、一八九六年の大水害で荒廃した山林の改良・植樹に乗り出した。金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や根尾谷などを調査し、山林改良計画の立案や植林指導に当たった。記念碑文中に「三十年七月親踏其地」とあるのはこの時のことである。⁵⁷

【資料6】【写真9】「濃尾震災横死者の碑」本巢市水鳥 地震

断層観察館横

(正面)

濃尾震災横死者の碑

一八九一年濃尾地震と地域社会の動向 ―尾張北部・西部地域の被害と対応について―(羽賀)

十九

江藤阡二書

(裏面)

震災横死者名

平野 梶原惣右衛門

(他一四四名の名前―略)

平成三年十月建之

この記念碑は水鳥地区の地震断層観察館の駐車場内に立っている。地震断層観察館【写真10】は水鳥地区の断層の上に、土地を掘り下げて断層の断面を展示する施設として、一九九二年三月開館した(開館当時は地震観察館という)。この記念碑は一九九一年(平成三)年の地震一〇〇年を記念して建立された。記念碑の裏面には根尾村で犠牲となった一四五名の姓名が刻まれている。

註

- 1 村松郁榮・松田時彦・岡田篤正『濃尾地震と根尾谷断層』古今書院、二〇〇二年、iii頁。なお、村松には一般向けの啓蒙書である『濃尾震災』(古今書院、二〇〇六年)もある。
- 2 菊池義昭「濃尾震災での救済と岡山孤児院の運営体制」(『キリスト教社会問題研究』四八号、一九九九年)、中西良雄「石井十次と震災孤児院」(同社社学人文科学研究所編『石井十次の研究』同朋舎、一九九九年)。
- 3 中西良雄による一連の研究。「濃尾震災における岐阜県の罹災者救済策」(『社会福祉研究』第一二巻、二〇〇九年)、「濃尾震災救援活動と社会事業」(I)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

二十

- 愛岐震災自助会の設立—『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』
 第五号、二〇〇二年、「震災実業救済会の成立過程」—濃尾震災救援活動
 と社会事業(Ⅱ)—同上第五号、二〇〇四年、「好善社と濃尾震災救援
 活動」同上第五号、二〇〇六年、「震地伝道隊と濃尾震災救援活動」同上
 第五号、二〇〇七年。
- 4 飯塚一幸「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」『日本史研究』四二二、
 一九九六年、重松正史「初期議会期における地方政治状況—濃尾震災前後
 の岐阜県政—」『歴史学研究』五七七、一九八八年。
- 5 中央防災会議・災害教訓の継承に関する専門調査会編『一八九一濃尾震
 災報告書』二〇〇六年。報告書全文は内閣府ホームページで閲覧できる。
[http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/kyoukun/rep/1891-toubuJISHIN/
 index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/chubu/kyoukun/rep/1891-toubuJISHIN/index.html)
- 6 中部大学ライブラリー『アリーナ』第九号、二〇一〇年。
- 7 加藤庸一『大地震之実況』東雲堂、一九九一年、三七頁。
- 8 飯田汲事『明治二十四年(一八九一年)十月二十八日濃尾地震の震害と震度
 分布』愛知県防災会議地震部会、一九七九年、一四四～一四六頁。
- 9 溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会、二〇〇
 二年、三五三～三八一頁。
- 10 羽賀祥二「一八九一年濃尾震災と死者追悼—供養塔・記念碑・記念堂の建
 立をめぐって—」『名古屋大学文学部研究論集』二三四、一九九九年。
- 11 『震災景況概略』(『公文雑纂』明治二十四年、国立公文書館所蔵)。
- 12 木沢成爾・山羽義彦編『明治震災輯録』金池堂、一九九一年、三二～三六
 頁。
- 13 『愛知県史』愛知県、一九一四年、五九頁。
- 14 前掲『明治震災輯録』三四頁。
- 15 同右書、三七頁。
- 16 名古屋市内では、「好弁者」が「空想を画き浮説を唱道」する動きに対して、
 住民を慰撫する論告を發せられた。また岐阜市内でも多くの流言飛語が飛
 びかっていたが、警察官が流言を流す者を教諭し、噂に惑わされないこと
- を記した貼り紙を各所に貼りだした(同右書、一五、四三頁)。
- 17 『新修一宮市史』資料編補遺四、一宮市、一九八三年、三〇九頁。
- 18 湯沢誠之助編『明治大地震見聞録』前掲『新修一宮市史』一七三頁。
- 19 『新川町史』資料編2、清須市、二〇〇七年、四一五頁、前掲『明治震災輯
 録』四六頁。
- 20 愛知県警察部編・発行『明治二十四年十月二十八日震災記録』一九九二年、
 七～八頁。
- 21 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、二九〇頁。
- 22 前掲『愛知県史』六七頁。
- 23 一九九二年三月十八日御料局名古屋支所長宛願書(前掲『新修一宮市史』
 資料編補遺四、三〇六～三〇七頁)、前掲『明治地震輯録』一三九、一四四、
 一五二～一五三頁。
- 24 『佐織町史』資料編二、佐織町、一九八七年、六三三頁。
- 25 前掲『明治震災輯録』四三頁。
- 26 名古屋市内南呉服町の瓦屋・川善商店の広告文(『新愛知』十一月五日号)。
 大工や日雇い労働者を斡旋する新聞広告は『新愛知』十一月一日号にはじ
 めて掲載された。名古屋市内住吉町の一柳周旋所の広告である。一柳周旋所
 以外の周旋所の広告はこの後もたびたび掲載されている。
- 27 北原糸子「ノルマントン号事件と義捐金問題」(『メディア史研究』第七号、
 一九九八年)、同『警梯山噴火』(吉川弘文館、一九九八年)、安岡憲彦「松
 方財政期の貧困状況における救貧活動について—高知県の「窮民賑恤義捐
 金募集」を具体例に—」(『純心福祉文化研究』五、二〇〇七年)、三沢伸生
 「一八九〇年におけるオスマン朝に対する日本の義捐金募集活動—『エル
 トゥールル号事件』の義捐金と日本社会—」(『東洋大学社会学部紀要』四
 〇一、二〇〇二年)、同「一八九〇～九二年におけるオスマン朝に対する
 日本の義捐金処理活動—日本社会にとつての『エルトゥールル号事件』の
 終結—」(同上紀要四一一、二〇〇三年)などを参照。
- 30 前掲『明治二十四年十月二十八日震災記録』八頁。

- 31 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、三二二～三三〇頁。
- 32 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、三二二～三三三頁。
- 33 海東郡西ノ森村では、全壊家屋六個、半壊及び大破家屋五個、死亡者五個、負傷者一個という配分規準となっており、各町村で規準は異なっていたと考えられる。一個は救済金額を総戸数で割った額に相当する(『蟹江町史』蟹江町、一九七三年、七四八～七四九頁)。また、西春日井郡寺野村では、全焼五個、全潰二個、半潰一個、破損は四分の一個、死亡者一個、負傷者二分の一で、火災で全焼した家屋への援助が手厚い(前掲『新川町史』資料編2、四一六頁)。
- 34 前掲『佐屋町史』史料編四、九九頁。
- 35 同右頁。
- 36 前掲『新川町史』資料編2、四一四～四一五頁。
- 37 『新愛知』一九九二年六月五日付。
- 38 田中菊松編・発行『和歌山県西牟婁郡水害義捐金事件顛末取調濫費理由書』一九九一年。
- 39 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、三二二～三二五頁。
- 40 村木鶴次郎編『愛知県愛知郡徵兵慰勞会報告 第一回』(二版) 同慰勞会、一八八八年。
- 41 『新愛知』一九九一年十月二十九日号。
- 42 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、二七八～二八〇頁。
- 43 同右書、二九二～二九三、二九五～二九六頁。
- 44 同右書、三〇〇頁。
- 45 前掲『新川町史』資料編2、四一二頁。
- 46 同右書、四一二～四一三頁。
- 47 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、三二五頁、『祖父江町史』祖父江町、一九七九年、九八四頁。
- 48 御雇外国人であったパウル・マイエットの保険制度論については、羽賀祥二『亜細亞ノ李魯西国』日本の改革』『立命館大学人文科学研究紀要』五九(一九九三年)を参照されたい。
- 49 羽賀「一九九一年濃尾震災と死者追悼―供養塔・記念碑・記念堂の建立をめぐって―」を参照。
- 50 次の新聞記事を参照。「濃尾地震の鎮魂受け継ぐ」(『中日新聞』二〇〇八年十月二十六日朝刊)、「濃尾地震 慰霊のリレー」(『中日新聞』二〇一〇年一月十九日朝刊)、「被災の教訓忘れない」(『岐阜新聞』二〇一〇年十月二十日朝刊)、「濃尾震災 忘れない」(『中日新聞』二〇一〇年十月二十六日朝刊)。
- 51 『濃尾地震 一二〇年忌で法要』『毎日新聞』十月二十九日朝刊。
- 52 前掲『明治二十四年十月二十八日震災記録』
- 53 『一宮市史』本文編下、一宮市、一九七七年、二八二～二八三頁。
- 54 この記念碑に関しては、『根尾村史』史料民俗編2、根尾村、一九九六年、三三二～三三四頁を参照。
- 55 羽賀祥二「戦争・災害の死者の〈慰霊〉(供養)―一九九〇年代の東海地域を中心として―」國學院大學研究開発推進センター編『霊魂・慰霊・顕彰―死者への記憶装置―』錦正社、二〇一〇年。
- 56 『天然紀念物調査報告(地質鉱物ノ部)』第二輯、文部省、一九二七年、二〇頁。
- 57 『岐阜県史』通史編近代上、岐阜県、一九六七年、六二二頁。



【写真1】 震災記念堂本堂における法要



【写真2】 震災記念堂本堂の地震死者の位牌



【写真3】「震災記念碑」(稲沢市西島町)
H188 × W128



【写真4】「震災記念碑」(一宮市萩原町)
H182 × W69



【写真5】「震災横死者之碑」
(本巢市根尾市場)
H182 × W30 (碑柱部分)



【写真6】「震災横死者之碑」(左奥)と地藏堂



【写真7】「天然紀念物根尾谷断層」標柱



【写真8】「金原明善翁頌徳碑」(本巣市樽見)



【写真9】「濃尾震災横死者の碑」(本巢市水鳥)



【写真10】濃尾地震断層と地震断層観察館(奥の建物)

Abstract

Movements in Local Areas Struck by the 1891 Nobi Earthquake:
Damage in Northern and Western Owari and Reactions for Recovery

Shoji HAGA

A gigantic earthquake on October 28, 1891, the Nobi Earthquake, seriously damaged areas in Aichi and Gifu prefectures. This article outlines damage caused by the earthquake and discusses approaches to recovery in western Aichi Prefecture, which was the most seriously damaged area. By analyzing archival documents, this article shows details of damage and social problems caused by the earthquake, including the efforts of merchants to gain unfair profits amid food and timber shortages, issues of disposed timber and evaluations of damage to houses, and the process for distributing donated money to victims. This article concludes how social fairness was secured in the state of emergency that followed the earthquake.

Research on diverse aspects of the Nobi Earthquake has grown in recent years. However, many issues remain to be discussed, such as the roles of local administrative bodies and law enforcement agencies, rescue and medical treatment immediately following the earthquake, disputes over tax reductions or exemptions, and the reconstruction of everyday life. A description of the ceremony for the 120th anniversary of the Nobi Earthquake and the geographical distribution of commemoration monuments are included here.